

令和3年度第3回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和4年1月21日（金）

逗子市総務部情報公開課

令和3年度第3回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和4年1月21日(金)

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第4会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 個人情報事務登録簿について
3. 個人情報保護制度の見直しについて
4. その他

出 席 委 員 (5名)

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員 (0名)

事務局等出席者

情報公開課長	矢 島 小 百 合
情報公開課副 主任	栗 原 達 也
情報公開課 会計用年職 員	大 槻 花 子

会議の公開・非公開の別 公開

傍 聴 者

なし

配 付 資 料

- ・ 第3回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 令和3年度第2回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料1】 個人情報事務登録簿の変更状況集計表及び個人情報事務登録簿の報告案件一覧表
- ・ 【資料2】 令和3年11月説明会資料
- ・ 【資料3】 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
- ・ 【資料4】 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（案）
- ・ 【資料5】 改正個人情報保護法に関するQ&A集（案）
- ・ 【資料6】 逗子市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較表
- ・ 【資料7】 個人情報保護条例新旧対照表

午前10時00分開会

○安達会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第3回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本審議会は成立します。

それでは議事に入ります。

本日からまん延防止等重点措置が始まるところとなりまして、新型コロナウイルス感染症予防のため、速やかな議事の進行に御協力をお願いいたします。

また、この会議室は12時から他の課が使用することになっているそうですので、併せて審議の促進に御協力をお願いいたします。

では、事務局から本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 皆様、お手元に資料はおそろいでしょうか。欠けているものはありますか、よろしいですか。

それでは議題に入ります。

議題の(1)逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてであります。事務局からお願いします。

○矢島情報公開課長 先日校正依頼いたしました令和3年度第2回議事録を御確認いただきたく思います。よろしくをお願いいたします。

○安達会長 皆様、既に校正を済ませられていると思いますけれども、修正内容等について御確認ください。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お手元に配付の議事録のとおり承認することといたしたいと思えます。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

○安達会長 では、これで議事録については確定といたします。

では、次に議題の2に入ります。

議題2は個人情報事務登録簿についてであります。事務局から説明をお願いします。

○矢島情報公開課長 それでは、個人情報事務登録簿について御報告させていた

だきます。

10月に各所管に対し登録簿の見直しについて通知し、新規登録等がありましたので御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

今回、新規が市長部局で11件、教育委員会で1件ありました。また、抹消は市長部局で25件、教育委員会で4件ありましたので、登録事務件数は678件から17件減りまして、全体で661件になります。

そのほか変更は、市長が83件、教育委員会が19件、選挙管理委員会が2件で、合計104件ありました。

新規の登録につきましては、A4の横の表を御覧ください。

1ページ目は、経済観光課「中小企業者等家賃支援及び事務所等家賃減額助成事業」です。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した個人事業者に対して家賃支援を行うもので、当該事業に係る申請書やその添付書類を本人から収集するものです。記録の名称等は記載のとおりになります。利用は所管課のみとなります。

2ページ目に移りまして、そちらも経済観光課で「市民農園事業」ということで、記録の名称等は記載のとおりで、収集の方法は本人からで、利用は所管課のみとなります。こちらにつきましては平成14年から実施している業務で、登録簿の提出漏れでした。大変申し訳ございません。

それから3ページ目に移りまして、経済観光課で「生産緑地管理事務」ということで、記録の名称等は記載のとおりで、収集の方法は本人からで、利用は所管課のみとなります。こちらも平成4年から実施している業務でございます。登録簿の提出漏れということです。

それから4ページ目も経済観光課で、「特定生産緑地管理事務」ということで、記録の名称等は記載のとおりで、収集の方法は本人からで、利用は所管課のみとなります。こちらも平成元年から実施している業務の登録簿の提出漏れがありました。

それから5ページ目も経済観光課になります。「商店等新しい生活様式対応支援事業」です。これは、個人事業主にコロナを見据えた新しい生活様式の実現のための経費を補助する事業で、当該事業に係る申請書やその添付書類を本

人から収集するものです。記録の名称等は記載のとおりで、利用は所管課のみとなります。

6 ページ目も経済観光課で、「逗子応援プレミアム付き電子商品券発行业」ということで、記録の名称等は記載のとおりで、収集の方法は本人からで、利用所管課のみとなります。

7 ページ目も経済観光課で、「スマホ教室運営事務」です。参加希望者本人から、受付簿として住所氏名等を収集するものです。記録の名称等は記載のとおりで、利用は所管課のみとなります。

8 ページ目は社会福祉課で、「運動・スポーツ習慣化促進事業」ということで、記録の名称等は記載のとおりで、収集の方法は本人からで、利用は所管課のみとなります。

9 ページ目は国保健康課で、「予防接種健康被害救済制度」です。これは予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、救済に係る申請を市が受け付け、予防接種法第15条により厚生労働大臣へ情報を提供するものです。本人もしくは家族から個人情報収集し、記録の名称等は記載のとおりとなります。

10 ページになりますが、こちらは環境都市課、「公共交通拡充支援事業」です。逗子市地域公共交通会議運営要綱により交通会議を設置し、公共交通機関の拡充支援を行うものです。今回は対象地域にアンケート調査を行った結果として、「デマンド型乗合タクシー実証実験」を行うことになったものです。記録の名称等は記載のとおりで、収集の方法は本人からで、利用は所管課のみとなります。

11 ページになりますが、こちらは資源循環課で、「逗子市ボランティア清掃用ごみ袋の配付事務」で、記録の名称等は記載のとおりで、収集の方法は本人からで、利用は所管課のみとなります。こちらは大変申し訳ないんですが、平成27年から実施している業務で、登録簿の提出漏れです。

12 ページになりますが、こちらは子育て支援課で、年末に話題となっておりました「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事務」となります。当該給付金の支給担当課である子育て支援課にて保有している「児童手当受給者情報」「児童扶養手当受給者情報」を利用し支給事務を行

います。記録の名称等は記載のとおりで、収集の方法は本人と、本人同意により課税情報を課税課から収集し、利用は所管課のみとなります。

以上が新規の報告です。

変更については一覧表の1ページから6ページになりますが、105件ありました。抹消については29件ありました。いろいろ登録簿の登録漏れが多数ありまして、大変申し訳ありませんでした。

以上、雑駁ではありますが、登録簿の報告となります。よろしくお願ひします。

○安達会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの報告に対して何か御質問、御意見等ございますか。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に御質問等がないということで、本議題については以上とさせていただきます。

では、次に議題3に入ります。

議題(3)は個人情報保護制度の見直しについてということです。事務局から説明をお願いします。

○矢島情報公開課長 それでは、個人情報保護制度の見直しということでよろしくお願ひいたします。

事務局の準備不足もあり、大変恐縮ですが、整理にお時間をいただきたく、メールにてお伝えさせていただきましたとおり、今日は今後御検討いただく項目を示させていただき、併せて検討項目として不足している部分がないかなど、御意見を賜りたいと考えております。

それでは、令和3年11月末に個人情報の保護に関する法律の改正等に関する説明会に当たって配布されました資料2「令和3年改正個人情報保護法に係るガイドライン等について 令和3年11月個人情報保護委員会事務局」に基づいてまず御報告させていただき、そちらを踏まえて検討すべき項目をお示しさせていただきたいと思ひます。

こちらの資料は事前にお配りさせていただいたものと同じものですが、本日も机上にも配付させていただいております。

それでは、資料に基づき御説明させていただきます。

こちらの資料は4つの項目立てとなっております、それぞれの項目に沿ってオンラインにて説明がありました。

今回の説明会は最新の検討状況を伝えるために実施されたもので、今後の成案に向けて意見交換をということで、ガイドライン等も暫定版であるので、留意願いたいというお話がありました。

序論、総論、各論、今後の検討についてということで、3番目の各論の部分が直接検討項目と結びつくものと考えますが、順に報告させていただきます。

まず、4ページの今後の想定スケジュールで、施行準備状況の説明がありました。国の機関等の政令、規則は10月29日に公布され、ガイドライン等も一番下の公表①（国等）となりますが、年明けに公表とのことでした。このガイドラインは国を先に確定し、地方を追加ということで、一本化されるということです。

公表②（地方）が令和4年4月頃を予定、全面施行は令和5年春予定となっております。

次の5ページにて、法体系移行への備えと協力事項として、「ガイドライン等の策定に向けた情報提供」「改正法を前提とした行政事務・サービスの法的位置付けの整理」「改正法の施行に向けた条例・体制の整理」が示され、特に下線部分、最後の2行を踏まえ、検討、対応していかなければならないと考えております。

次に、総論で7ページになりますが、改正法の目的が示されています。

ガイドラインでは、法の目的、期待される効果が説明されており、法の目的は3本の柱があるが、個人情報を利用するための法ではないかという御指摘もあるけれども、あくまでもこの目的は個人の権利利益の保護であるとの御説明がありました。

1つ目の柱としましては、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護、それから2つ目の柱は、個人情報保護委員会による法の一元的な解釈と執行の確保ということで、独立性・政治的中立性を有する独立行政委員会であり、国際的な制度調和や執行協力も担う委員会を法で規定するということです。

それから、3つ目の柱は、デジタル化に伴うデータ流通の質的・量的な増大への対応ということで、改正法による法体系の構造転換により期待される効果

は、資料のとおり4点ガイドラインで示されております。

本日お配りしましたガイドライン（案）のところになります。この7ページ、こちらのほうに示されております。

今後の条例整理や施行準備、施行後の運用に当たっては、この法の目的を踏まえ、期待される効果が実現されるような対応が望まれる。最後は法の目的なので、こちらを留意の上対応をとのことでした。

それから、8ページ目においては改正法による権利保護の確保ということで、1つ目は、国の行政機関と同じ保護水準を地方公共団体の機関等にも適用し、公的部門における統一された保護水準が確保される。国民目線で規律は同じ水準になるということ。

2つ目は、独立行政委員会である個人情報保護委員会が公的部門全体の規律の解釈・執行を行う。民間事業者における事業活動や国際的な制度動向、技術革新の進展状況などを踏まえながら、分野横断的な規律の解釈・執行を担う。

3つ目は、公的部門の規律の充実化ということで、民間部門の規律を一部取り込む形で規律を充実化。そして、この部分は強調されていましたが、最後の2行、「従来の条例に存在していた一部の規定については、法による共通ルールでは採用していないものの、法の定める規範全体や執行面を含めた法体系全体では、必要な保護水準は確保している。」とのことでした。

9ページ目はガイドライン等の位置づけということですが、11月末にはガイドライン、事務対応ガイド、Q&Aが暫定版として示されました。

次に、12ページから27ページまで、各論、各規律に関する個別論点が示されました。

13ページをお開きください。

1の改正法の適用関係ということで、地方公共団体の実施機関から議会が除かれるということで、かなり質問があったようです。こちらに関しては、個人情報保護委員会としても総務省等とも連携しながら、取扱い確保のため必要な情報提供等を行っていくとのことでした。

本市におきましても、議会事務局職員には、議会が除外されてしまうことは既に伝えており、今後情報が入りましたら共有していく状態になっております。

14ページは、病院、大学、独立行政法人を持っている自治体なので、本市に

おいては該当がありません。

それから、15ページは個人情報等の取扱い、安全管理措置義務ということで、こちらはデジタル推進課とも調整が必要と考えております。それに合わせ、現行の個人情報保護推進要綱等も見直しが必要と考えております。

それから、16ページは個人情報等の取扱いとして、漏えい等報告の対象となる事態が示されております。

それから、17ページには個人情報等の取扱いとして、目的外利用・提供を行い得る場合が示され、法第69条との関係で現行の行政事務・サービスにおける保有個人情報の利用・提供が法第69条との関係でどの条項に基づき許容されるのか、されないのか、再整理が必要となります。こちらは法第69条第1項、第2項に照らし合わせて考えなければならないと思います。

「許容されないもの」が果たしてあり得るのかという状況ですが、委員会としても今後の意見、質問を踏まえながらガイドライン等の充実を図るとしてまいりますので、動向を確認していきたいと思っております。

それから、18ページは個人情報等の取扱いとして、要配慮個人情報の取得制限等についてですが、本市においては要配慮個人情報の取得制限の規定は設けていませんが、6条で機微情報について取扱い制限をかけています。また、8条の個人情報の本人直接取得原則について、改正法では規定がないため、保護水準はこちらの規律に基づき確保できているとの説明をすることとなりますが、市独自の対応については見出せていない状況ですので、事務局としては、市民の方々に御納得いただけるかは不安があります。

それから、19ページの個人情報ファイルにつきましては、義務づけられておりますので、事務対応ガイド案に基づき対応したいと考えております。こちらはデジタル推進課とも調整をと考えております。

それから、20ページ、開示・訂正・利用停止ですが、こちらについては標準様式は事務対応ガイド案において示されておりますので、そちらを参考にしたいと考えておりますが、2つ目の■、任意代理人における請求による本人意思の確認方法ですが、現行では、任意代理人における請求は番号法において認められている特定個人情報のみですので、各自治体の状況等も参考にさせていただきながら対応していきたいと考えております。

それから3つ目の■、遺族等による死者の情報に関する開示請求についても、こちらに書かれているように、多くの自治体から質問が寄せられたとのことですので。本市においても、どのような場合が死者の情報が遺族にとっての個人情報に該当するのか、例示されるかと御質問はさせていただきましたが、具体例は示されていない状況です。

それから5つ目の■、口頭による開示請求については認められないため、ごめんなさい、6つ目の■ですね。6つ目の■、口頭による開示請求は認められないため、条例第18条で規定する開示請求の特例、口頭請求はなくなりますが、事務対応ガイド案に示されていますので、読み上げます。

本日、この事務対応ガイドというかなり厚い冊子で暫定版で配られたんですが、ちょっと皆さんにお配りしていませんので、そここのところを読み上げますと、「開示請求は、開示請求の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない。そのため口頭による開示請求は認められないが、口頭による開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが、当該保有個人情報の利用目的の範囲内である場合や、利用目的の範囲外であっても法第69条第2項の要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能である。」とされています。

提供という形で本人に提供することが可能とのことですので、所管の対応手続について内部の検討が必要となるのではないかと思います。

次に、21ページになりますが、行政機関等匿名加工情報の提供等については、当分の間は都道府県及び指定都市にのみ提案募集を義務づけるとされていることから、こちらの対応は今のところ事務局としては考えておりません。

それから22ページ、雑則ですが、こちらは審議会等への諮問について示されています。

前回の会議でもお伝えしましたが、ガイドライン案において、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない旨が示されております。

今日お配りしましたQ&Aの21ページに例が示されておりますが、具体的にはどのような場面かということを示されておりますが、審議会の今までの機能については認められていない部分があります。

それから、23ページになりますが、委員会等による監視等について説明がありました。2つ目の■では年次報告、4つ目の■では条例の制定、改廃が届出の対象となりますので、こちらのほう対応しなければなりません。

それから、次に24ページから27ページでは条例との関係が示されています。こちらが主として検討いただく事項になると思いますが、まず条例で定めることが許容される事項としましては、25ページですね。

1つ目が、条例で定めることが法律上必要な事項としまして24ページに示されています。それから2つ目として、条例で定めることが法律上許容されている事項、こちらが25ページ、それから3つ目に、単なる内部の手續に関する規律にすぎない事項、その他の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項として26ページ。

それから一方、4つ目になりますが、そちらが27ページ、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、条例で定めることが法律上必要な事項、条例で定めることが法律上許容されている事項に当たらないものについては、条例で定めることは許容されていないとされています。

まず、24ページに戻りまして、①の条例で定めることが法律上必要な事項としては、本人開示等における手数料になります。それから、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料とされています。

それから25ページ、条例で定めることが法律で許容されている事項の例としましては、「条例要配慮個人情報」の内容、個人情報事務取扱登録簿の作成・公表に係る事項、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問。

こちらに例示されているものにつきましては、これは匿名加工情報の提案審査に関することになっています。それから本人開示等請求に係る不開示情報の範囲、それから本人開示請求等の手續、こちらに例示されているのは、任意代理人による請求に際し手續を定める規定、それから、開示決定等の期限について、法の規定よりも短い期限に設定する旨の規定、それから訂正決定等を行うべき期間に上限等を設ける規定が例示されております。

それから、26ページの③単なる内部の手續に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項として条例で定めること

が許容される事項の例としましては、内部管理に関する規定、例えば個人情報ファイルの作成に当たり、地方公共団体内部において個人情報ファイルの作成に当たり、内部の事前通知を求める制度が例とされております。

それから、26ページですが、法の目的や規範に反さず、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で、基本理念や事業者・市民の責務を定める規定が示されております。

27ページになりますが、許容されない事項の例が示されております。

4つ目の④になりますが、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、「①の条例で定めることが法律上必要な事項、②の条例で定めることが法律上許容されている事項」に当たらない事項として、条例で定めることが許容されない事項の例については、

- ・個人情報の定義に、死者に関する情報を含める規定。
 - ・要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定。
 - ・不要な保有個人情報の消去に係る規定。
 - ・オンライン結合に特別の制限を設ける規定。
 - ・目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定。
 - ・開示請求書の提出を窓口での提出に限定する等、法が規定する開示請求の方法を制限する規定。
 - ・本人または法定代理人若しくは任意代理人以外の者による開示請求を認める規定。
 - ・開示請求等の手続について、法の規定よりも処理期間を延長する規定。
 - ・訂正請求を行う者に対し、当該請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出又は提示させる旨を定める規定
- が示されています。

29ページになりますが、今後の検討について示され、再度今後のスケジュールが再掲されています。

以上、説明会資料に基づき、雑駁ですが御報告させていただきました。

○安達会長 どうもありがとうございました。

大変膨大な資料がありまして、にわかには頭に入らない内容も多く、それか

ら、内容的には事務局の中で事務的に対応すれば済む事項もあれば、それからちょっと大きな条例の改正の内容に関わるような問題として、この審議会で検討を要するような、そういう事項もあるということで、現状はその点の振分けは十分にできていない状況と伺っています。

という前提で、この改正個人情報保護法全体の趣旨等については御理解いただくほかないんですけど、それが条例にどういう影響を与えるかという点について、少し皆様の御質問等をお受けしたいと思います。

最終的にはこの資料2ですと、最後のほうで説明いただいた24ページの「8. 条例との関係」という、24ページ、25ページ、26ページ、27ページというこのあたりのところについて、本市でどう対応するかを決定をする必要があるということになりますので。それは今すぐにはできませんが、今後少し、来年度の前半までには集中的に審議をして、一定の方向性を決めるということになるかと思えます。

現段階で委員の皆様から何か御質問、御意見等ございましたらお話しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○海原委員 すいません、あんまり整理してきていなくて申し訳ないんですけど、多分島田委員が一番詳しいかなと思うんですけど、今課長のほうからお話のあった情報の安全性ですね。国と同レベルでやっていきたいとどこかのページに書いてあったと思うんですけど。資料2のどこかに書いてあったと思うんですけど。

○矢島情報公開課長 安全管理措置義務。

○海原委員 そうですね、安全管理措置義務なんですけど、それは私自身は、どこへどう影響を与えるかというのは今頭は回っていないんですけど、デジタル庁が今できて、これからいろんなものができていくと思うんですけど、デジタル庁、要するに国と同じレベルということは多分デジタル庁のレベルと同じふうな扱いをされていくんだと思うんですけども。

地方自治体に関すると、デジタル庁が把握できることというか、デジタル庁が把握できないイレギュラーなものがあると思うので、場合によってはそのデジタル庁というか、国よりも厳しいという言い方が当たるかどうか分かりませんが、例外的なものをつくつとかなないと。

要するに今デジタルを国民はあんまり信じていないというか、セキュリティ、

先生方御存じだと思うんですけどセキュリティ、要するに個人情報ですね、個人情報に対して国に対してまだ信頼を置いていないのが、まだまだの時代かなというふうに認識は持っているんですけども。ですから、同等じゃないということもあるということで協議するというようなこともあってもいいのかなという気がいたしました。

○矢島情報公開課長　そうですね、デジタル推進課でセキュリティの関係のいろいろ規定を持っていますので、そちらのほうと調整をしなければいけないとは考えているんですが、安全管理措置義務、こちらはきちっとやってくださいということが法で決まっていますので、今後取扱い規程等のようなものを。番号法に基づく特定個人情報等については、そういう管理規程を定めるということで、現在も当課のほうで規程があるんですが、そのようなものをまず定めるんですが、それと同時に、デジタル推進課のほうでセキュリティ関係のいろいろ規定を持っていますので、そことの整合性等も図っていかなければいけないなと考えております。

○海原委員　おっしゃるとおり、多分デジタル庁というのはどんどんデジタル情報を公開していく、有効利用していくという、ビッグデータ、AIも使っていくとするので、どんどん個人情報というのは拡散していく世の中の流れになっていくと思うんですね。

その流れをとってしまうと、自治体の本当持っている情報というのが、知らない間にオープンになってしまう危険をやや感じるので、その辺は課長に御配慮いただければありがたいなと思います。

○矢島情報公開課長　わかりました。

○海原委員　島田先生いかがですか。

○島田委員　そうですね、ちょっとその辺、まだ僕のほうではちょっと検討不足で、あまりそこは思いは至らなかったんですけども。

今まで地方自治体のいろいろ個人情報その他の登録から安全上のいろいろアドバイスしているJ-LISという機関が、地方公共団体情報システム機構というんですか、あそこはデジタル庁の中に組替えといいますか、総務省関係だったけどデジタル庁の中になりましたんですけどね、そういう組織的な変更はありましたんですけど。この今度の改正によって、ちょっとルーズになるとか

漏れるというのは、ちょっと僕のほうではまだ分からないですけど。

○海原委員 国策として、多分どんどん情報を利用していこうという流れではあると思うんですね。その流れに流されてはいけないなという気はしている、流して有効活用するのはいいんですけど、ちょっと怖いなという気がしました。

○安達会長 安全管理措置とか漏えい等の報告については、改正個人情報保護法が直接適用されることに今後なるんですよね。改正個人情報保護法の66条に、安全管理措置に関する規定がある。68条に漏えい等の報告等という規定がありますので、自治体の場合もこれが直接適用されるということにはなりませんけれども。国の考え方としては、これがあるから条例で特に書く必要ないという具合になるんでしょうかね。

その場合でも、市の中で何らかの上積み的なガイドラインを作るということは禁止されていないということになるんじゃないでしょうか。そういう意味では、今後内部的に何らかのガイドラインをつくるということは、検討の対象にはなり得るということでしょうかね。

○島田委員 あとちょっと先ほど言い漏らしましたがけれども、今までオンライン結合について全てこの審議会にかけていましたよね。それがなくなりますよね。国の考え方ではデジタル化が当たり前であって、それは統一基準で個人情報、各自治体一本化でセキュリティについてその辺について、そういういちいちオンライン結合を審議にかける必要ないと言っていますけど、実際はそういうオンラインかどうかを議論する中で、個人情報をどう守っていくかということに、漏えいを防ぐことについては、この個人情報保護審議会は一定の役割を果たしていたと思いますけど、そのところがちょっと抜けるような感じはしますけどね。

○海原委員 その話を受けてなんですけど、非常に私、便利に使わせていただいているのは、税務署の確定申告のLINEとか県とのLINE、あれは非常に便利なんですけど、あそここのところに関しては個人情報というのは、あまり触れられていないような気がするけど。

LINEとかメタなんかでもそうなんですけど、あれも行政と県民との情報のやり取りですね。自分の個人情報を打ち込んだり、関係行政各位に対してメッセージ、ラインでメッセージでやり取りとしますけど、それなんかログが残りますしね。どうなのかなという気はします。それはデジタル庁でいずれは考

えてくるんでしょうけど、より活用するということで、ほうぼうには回ってこないとは思いますが。

○**安達会長** 今のオンラインの問題というのは、これからかなり情報機器の発達もどういう方向に行くか分かりませんが、いろんな新しいツールができたりするといろいろと検討すべき個人情報ここに掲げられてくると思うんですよ。

ですから、国のほうで一律に、これはもう典型的に審議会での諮問は要件としないというふうになっている点については、大いに、私は個人的にも疑問を感じます。その場合、特に必要あるという場合には諮問できるというふうにしておく。

典型的にはできないとしても、特に必要がある場合に当たるものとして、審議会に諮問するという場面は、今後ともあり得るというふうに考えたほうがいいかなと私は思っていますけども。

○**森田副会長** 審議会の今後の位置づけというんですかね、それがやはり大きな問題で、基本的な考え方は、とにかくデジタル社会というのは情報を流通させることが大事だということがあるので、審議会に一々諮るのそれが阻害要因になるということで、もう原則しないということになっているんですけども、ただ、審議会自体の存続は認められているわけで、あとはそれは専門的な知見的な観点から、特に必要なものについては利用してもいいよとなっているので。

今の条例にあるような、今のオンライン結合もそうですし、利用、提供についての例外を個別に審議するということは、してはいけないという解釈をされていて、それが果たしていいのかという問題があると思うんですね。

特にオンライン結合については、今皆さん御指摘あったように、デジタル化というのであれば、むしろもっと議論を各自治体ごとにもちゃんとやらないと、本当にその自治体に適した安全対策がとられているかというようなことは議論する場がなくなってしまうので、その辺は非常に疑問なんですよね。

ですから、一つは個人情報保護委員会が審議会に対してどこまで活動範囲を許容するのか、許容するというのも本来おかしい話だと思うんですけども、認めようとしているのかと。あと、それに対してやはり第一義的にはまずこちら自治体の側が、特にこちらは審議会なわけですから、自治体自体の判断とは

別に、審議会として今後この審議会の在り方をどういうふうに考えるのかということ、やはり議論を主体的にしないといけないと思うんですね。だから、そこが一つ大きな問題かと思えます。

特に、一番気になっていたのは、審議会を要するに専門家の集団という位置づけで、いわゆる一般市民は入れないような話を最初はしていたわけですよ、入れてはいけないようなね。最近のガイドラインを見ると、Q&Aだったかな、要するに住民代表的な委員を入れてもいいよというふうにはどうもなってきたいるんですけども、ただ、それは専門家の議論がちゃんと通じるか、分かってもらうために参加してもいいよというような位置づけで、それも随分失礼な話だと思うんですね。

特に逗子市の場合は、ずっと以前から公募の委員が参加して活躍してきたということはあるので、その辺についてどこまで許容するのか、許容というのか何というのか、そういうことに対して、この審議会としてどういう態度をとるのかというようなことはやはり積極的に議論をして、ガイドラインが固まる以前に、むしろ個人情報保護委員会のほうに問題提起をしていく必要があるのかというふうに思っています。

○**安達会長** もともと自治体の中でいろいろな事務を行う際に、自治体の内部に置いた審議会に聞いていいとか聞いてはいけないとか国が口出しをすること自体が、本来地方自治に反する。

○**森田副会長** それを一律に全部やろうとしているというのが非常に問題で、しかも既に条例でそれぞれの制度があるのを、全部同じ水準にしていますというのが、相当無理がある話だと思うんですね。全然ないからしようがないから、じゃ、国がつくってやりましょうというのならともかく。

そういう意味で非常に法律の組立てなり、あるいは今出されている個人情報保護委員会の解釈というのは、相当地方自治的な観点からは問題があろうかなというふうに思いますので、あまり自治体は待ちの姿勢ではなくて、やはり今運用している立場からどう考えるかというのは、むしろ積極的に言っていかなきゃいけないんじゃないかとは思うんですね。

○**安達会長** 国の言うとおりにやっていると、かなり従来の市でやってきた取組に対しては縮減するような。

○森田副会長 基本的に、もう一旦今ある条例は全部否定するというような国の考え方ですから、それで最小限施行条例をつくと。要するに国がこの点について定めなさいよというのだけをつくれればいいという、そのひな形をつくっておられましたけども。

でも、あんなことになっちゃったら、本当にもう自治体のこれまでの取組なんていうのは丸きり否定されてしまうわけで、それは許容しがたいんじゃないかと思うんですが。ただ、法律ができちゃった現状で、これをどこまでできるかというのは非常に難しい問題もあります。

○安達会長 そこはちょっと踏ん張りどころではあって。個人情報取扱いというのは、自治体としても自治事務ですので、法定自治事務としてかなり詳しく方向を示されてしまったということはあるんですけども、自治事務である以上は、自治体としてきちんとした責任体制をつくってやっていくということが必要なので、国の指示にだけ従っていればいいのかということではないというふうに思います。少しここは解釈論としても踏ん張りどころかなというふうな気が、私はしていますけど。

○森田副会長 それで、一応私は神奈川県、神奈川県は情報公開・個人情報保護審議会というところですけども、その審議会の委員をやっているんで、神奈川県は一応取組的には早くて、去年の割と早い時期から取り組んで、四、五回もう既に議論をしています。

各論点ごとに現行の規律と法律を対比して、これがどこまで同じでどこが違うのかというようなことを、資料を作って議論をしてきています。会議終わった後の分については、ホームページにその資料も含めて出ていますので、ちょっとこれは見ていただきたいと思うんですが。

でもこれは相当大変で、神奈川県の場合はそれなりの職員のバックアップ体制もありますので何とかそれをやっていますけど、あれを全部の自治体でなんて到底できないだろうという感じはしています。

その中で、審議会の委員の議論としては、やはり安達先生言われたように、ちょっと今回の国の法律なりその解釈というのにそのまま乗っかるのはおかしいんじゃないかという意見も、大分出てはいるんですけども、じゃ、自治体としてどこまで独自性を出せるかということになると、これはまた非常に難し

いということになって、その辺を巡っての議論をしているというところで、議論の経過も全部公表されていますので、ある程度参考にしていただければと思います。

あと、ついでに情報提供的に参考になりそうな、私もいろいろそういったことがあるので、資料を探したりはしているんですが、一つは最近見かけたのは、第一法規から去年の11月に出た個人情報保護法解説という本がありまして、これは宇賀先生が全体の編著者で、宍戸先生と、あと高野祥一さんという、この人は都の職員をやっている、今学者になったようですけども、この取合せで改正法の、今議論している部分についての本を書いています。

割とこの国の議論にも関わった、宍戸先生は国の法改正のときのいわゆる有識者会議にも入っていましたし、そういう人で、宇賀先生は今最高裁に行っていますけども、もともとこの分野でずっとやってきた人で、最高裁判事の立場でよく書いたなと思いましたがけれども。

これを見ても、やっぱり国、今回の法改正はちょっとやり過ぎではないかということと、あるいは今進められようとしている解釈というの、ちょっと行き過ぎではないかという指摘は大分あります。だけど、じゃ、何ができるかということまでは書いていなくて。

それと、この本自体は11月に出ているので、多分8月か9月ぐらいに書かれた本なので、個人情報保護委員会の解釈がまだ十分に出そろっていない、この種の資料がですね、感じなので、あまり具体的な議論までは行っていないと。ただ、割と個別の問題についても検討されているので。あとかつ制度化に関わった人の見解ということでもあるので、参考になるかと思います。

それと、割と憲法論からも厳しい意見としては、日弁連が一応、画一化に反対する意見というのをを出してしまして、これは去年の11月16日で、これは日弁連のホームページから見ることでございまして、要するに法律の解釈として今個人情報保護委員会が言っているような解釈、こういうことは許容できないというようなことがいっぱいあるような解釈というのは、やはり地方自治の観点から問題があるんじゃないかと。行き過ぎたら憲法違反の問題もあるよというような指摘をしていて、これは11月に出ているので、10月とかそこらの状況を反映しているかと思います。

それと、やや手前みそになるのは、私が一応取りまとめをしたんですけど、神奈川県弁護士会で、これ発表されるのは今年の3月ぐらいになるんですが、神奈川県内の幾つかの審議会の運用状況を報告をしてもらいまして、それを踏まえて、主に法改正による審議会への影響ですね。審議会の在り方についてどういう解釈をするのかということを検討した論文みたいなものを、専門実務研究という弁護士会の論文書に載っける、その発表が大体3月上旬になるかと思えます。

それは発表されれば、これは神奈川県弁護士会のホームページから見れますので、こちらから私のほうから情報提供してもいいですし。ちょっとその辺とか、あと宇賀先生が何かに書いている論文をたしか、割と最近の論文もあるようなので、ちょっとそこはまだ見ていないんですけども、安達先生、何か御存じでしたらあれですけど。

○安達会長 私もいろいろと今文献を調査中ですので。

○森田副会長 もう一つ、すいません、横浜市の市民情報室長を今もされているのかな、犬塚さんという方が、自治実務セミナーの9月号に書いている、これは現場の観点から今回の改正についてもいろいろ論議をしていて、やはり国の見解で縛られるのは行き過ぎじゃないかというような観点を、現場の観点から書いているかなと思います。そのあたりが気になったところですが。

○安達会長 今もこういう形で昨年の秋からいろいろと、法律関係の雑誌なんかでも特集組んだりしてやっていますけども。とにかくいろんな議論があって、そんなに国が言うとおりにすんなり変えられていくのかという感触もありますよね。

今後、2月、3月とまた新しい動きが出てくるんだろうと思います。そういうことも少し情報収集を、これは私もしていますけども、踏まえて、本市としてどうするかということについて、少し論点整理をしていくということになるかなと思います。

逗子市の条例は、割合制定当初から先進的な内容を含んでいたということもありますので、そんなに国の言うとおりに変える必要もないかなという気はしますけども、しかしどこまでできるかという。

法律で明示的に禁止されていることは、それはできませんけども、そうでな

いものについては、できる限り市としては自主的判断ができるようなものであるべきかなというふうに個人的には思っていますので、そういうことについて皆様、そこをぜひお勉強していただいて、積極的に御発言いただければと思います。

○**島田委員** あと一つ別な、例えばこの説明のあった5ページに出ております個々の条例についてですけど、ちょっとこれはよく、私の理解不足かもしれませんが、今各1,700の自治体でそれぞれ別々の条例ができています。それが今後一つの法に基づく共通ルールに統合されると。

ということで、この国の考えでは、個人情報保護委員会の考えでは、一本化された統合されたもので、それを原則として改正して、各自治体は条例を持つということには変わらないのでしょうか。それとも、条例そのものが要らなくなる、そういうような感じもあるんですかね。その辺がちょっと分からないんです。

○**森田副会長** その辺も、実は非常に分からないところなんですけども、でも国が一番やりたいのは、基本的な仕組みはもう全部法律に書いてあるとおりのいうふうにして、ただ細かい点として、例えば手数料の問題とか開示請求に対する決定期間の問題とか、あるいは要配慮個人情報についてはもうちょっと上乘せをしてもいいよとかその辺は書いてあるから、そういう部分についてだけ個々の自治体が、いわゆる法律を施行するための条例という形で、なるべくシンプルなものをつくってくれよということを考えているようで。

ですから、個々の自治体としては、本当にそれに乗っかっちゃっていいのか、そうなっちゃうと、本当にもう全くこれまでの個人情報保護条例は跡形もなくなってしまうわけなんで、やはり元からある条例を法律に違反しない範囲では極力残して、独自性を出せないかということを考えなきゃいけないのかなと思っています。

ただ、それがどこまで許されるかというところが今後の問題としてはまだ残っているというか、これから議論しないといけないのかなという感じなんですけどね。

○**安達会長** 全く条例はつくらないで廃止しますという選択肢はあるんですかね。

○**森田副会長** いや、一応条例で決めないといけないことというのもあるので、

それだけをつくらないといけない。

○安達会長 法律施行条例はそうですよね。

○森田副会長 ええ、それは想定されているんだけど、でも施行条例だけで済んだら本当に何か、今まで何をやってきたのという話になってしまうので、やはりそこに独自性をそれぞれ盛り込んでやっていかないといけないんじゃないかと。せめて施行条例という名前のもににするのは、何とか避けたいという感じはしておるんですけどね。

ですから、例えば先ほど問題提起のあったオンライン結合なんですけども、実は神奈川県はもう2年ぐらい前に、オンライン結合について個別に審議会に諮るといふ、従来の条例については改正をしているんですね。そのときは、やはりオンライン結合の問題というのは本来技術的な問題だから、安全管理の問題じゃないかということと、あとオンライン結合というのは目的外提供とかぶさる形で問題になるので、だからそれはむしろ提供制限の例外という形で議論すればいいんじゃないかということがあって、オンライン結合を独自に審議会に諮るといふ規定は除いていて。

ただ、そのとき丸々削るのかという議論があったんだけど、でもオンライン結合というのはやはり固有の問題があるので、安全性の確保ということと、あと公益上の必要性があるかということと、それは審議会に諮らないまでも内部的に検討して、満たす場合にやると。そういう条文は残したんですね。

これについて、じゃ、今度の改正法から見てどうなのかという問題が実はあって、個別に審議会に諮るといふ規定だとすれば、これは駄目だよという議論になるんですけども、いや、内部的にチェックをちゃんとやりましょうということとを定めてあるだけじゃないかと、それまで駄目だよというふうに考えなきゃいけないのかと。むしろオンライン結合をちゃんとチェックをしないと、デジタル社会推進の上では問題じゃないかということを見ると、そういう範囲であれば残してもいいんじゃないかとか、そういった議論もあり得るかと思うし。

あとは弁護士会の論文みたいなものにしたのは、条例の例外として、提供制限の例外として審議会に諮るといふことはできないにしても、そういうことが問題になる場合というのは、もともと提供するかどうかについて、自治体が任意的に判断すべき場合なわけですよ。逗子市での最近の議論でいうと、捜

査関係事項照会の点であるとか、あとは次世代医療基盤法に基づく医療情報の提供ということで、あれはいずれも自治体の側が提供するかどうか任意で判断できるわけですよ。

それは、個人情報保護条例の例外として提供するかどうかという議論とは別次元の問題として、提供することがそもそも妥当なのかということは自治体の責任で判断しないといけないわけですから、その判断について何らかの審議会に意見を聞くということは、それは本来できないとおかしい話です。

今までは個人情報保護制度の枠内で諮問する手続があったからそれをやっているわけですが、仮にそれがなくても、別に何らか審議会をつくってそこに意見を聞くということはできなきゃおかしいわけなんで、何かそういう位置づけの審議会というものができないのかということが、一つは考えられるかなと思います。

でも逆に言うと、そういう形で審議会に諮ることができるのであれば、従来からある個人情報保護審議会の提供制限の例外に当たるかということではなしに、審議会に意見を聞くことができたっておかしくはないじゃないかということにもなると思うので、そういう意味で審議会の在り方をもう一度整理し直して、必要な場合にちゃんと意見が言えるような体制を残していけないかなと思っています。

○**安達会長** いろんな工夫の余地はありそうですね。そうすると今後詰めていけば、議論はできると思います。とりわけ個人情報保護制度に関わる重要事項については、審議会に諮問するということは今後共あり得るものというスタンスですね。

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

まだガイドライン等も暫定版になっていますので、今後どういうふうに確定していくのかというのはまだ見えてはいませんが、今年の4月ぐらいには確定すると。

○**森田副会長** そうですね、ですから4月前にパブコメをやって案が示されて、大体そのとおりになっちゃうので。本当はその前にいろいろ問題提起をしていく必要はあるかなと思うので。神奈川県なんかは直接個人情報保護委員会にいろいろ、結構細かいことを含めて問合せをどんどんしていて、今の審議会の今

後の在り方、何が可能なのかということについても問合せをするということになっていきますので、その辺はやはり各自治体積極的にやったほうがいいのかなと思うんですけど。

○**安達会長** 政令・規則にどこまで入れ込むかというところも関係しますかね。政令・規則に書き込まれてしまったら、そこは動かさないで。ガイドラインである限りは、多少の幅はあるだろうという気はします。政令・規則とどういう振分けをするのかということ、もう少し注目して見る必要があるかなと思いますけど。

○**矢島情報公開課長** 委員会への質問を、現在は県を通じて出しているんですね。直接は認められているのか。しかも急いでいるのだけみたいな感じで。

○**栗原情報公開課副主幹** 県を通じて出しても、返ってこない現状なので。

○**安達会長** 最終的にはパブコメですか、パブコメで出すんですか。

○**森田副会長** まあそうですね、パブコメで自治体が。

ただこれ、一つの問題は、実は個人情報保護委員会の体制がちゃんとそこまで対応できるのかと。特にこの2,000近い団体を相手にそういう個別の制度とのすり合わせというのを、そういう個々の質問等に対して十分対応できる体制なのかというのが、そもそも疑問ではあるんですけどもね。

しかも条例改正については、事後的な届出は義務づけがされていますし、事前にも結局なるべくこの改正については個人情報保護委員会に相談しろみたいな感じになっちゃっているんで、何かそれもどうかなという感じはするんですけど。

○**安達会長** 全国的なほかの自治体の動きもよくしっかり見据えて、そういう流れに持っていくかで、決まってくるよね。

○**森田副会長** 神奈川県はそういうことで、それなりに頑張っている感じはあるんですけど、なかなかほかの自治体の動きが見えてなくて。やはりそれは逗子市自体も今のような状況ですから、なかなか自治体としてどう動くかというのは難しいのかなとは思いますが。質問はたくさん出されてはいるようなんですけど。

○**矢島情報公開課長** 県を通じて出しているんで、そちらもちょっとは。各自治体さんがどんな質問をしているかということもお聞きしたいと。まだ来ていない

んですよね。こちらもお願いしてはあるんですけど。

○**島田委員** ちょっと参考に申しますと、僕は町田市の審議会も随分長い間やっているんですけども、あそこの場合などは原則として毎月あるわけ。それで、いろんな職域団体から20人ぐらいメンバーなんです。有識者という専門家は4人ぐらい入っているんですけども、そういう中で毎月やっているのはなぜかという、目的外利用が全部対象になります。変更も対象になるので、それからオンラインが対象になりますから、毎回議題は10以上あるんですね、その審議で。

そういうところでは、もう定型的なものという感じでは、大部分は今度の法改正でいくと定型的なものになるわけですね。だからほとんどなくなるわけ、オンラインはね。

そういう中で、逗子市の個人情報保護運営審議会、こちらはもう定型的なものはやっていませんからね。類型的なものは議題になっていませんから、当市は開催回数も非常に少ないと僕は見ているんですけども。

東京都の町田市のような例では大分、今度大幅に議題はなくなると。役割をどうするかについては今事務局で検討していて、ちょうど来月の委員会的时候に有識者4人が残って事務局と討論すると、そういうふうな段階で、今全く手探りの状況ですね。ちょっと参考のために申し上げました。

○**安達会長** たしか町田は審議会の役割が大きいんですよ。

○**島田委員** はい。

○**森田副会長** 確かに、もともとが10人とか20人ぐらいの審議会で行っているところは結構あったんですよ。神奈川県なんかももともと20人ぐらいで、要するに県民の中のいろんな立場の人が参加するという、いわゆる専門家集団ではなくて、むしろ県民のいろんな立場から議論しようという考えだったんですけども。

やはりこの法律の考え方だと、むしろこれはもう専門家集団が原則だということになっちゃっているんで、そこが変わってしまうというのは非常に大きな問題かなとは思っていて、特に町田のような形でやってきたところ、逗子もそうですけれども、市民に参加してもらってやっているところをどこまで維持するかですね。そこはやはり自治体の姿勢が問われるのかなという気はしますね。

○安達会長 ほかに何か御質問等ございますか。

今後事務局のほうで、単純に事務的な対応で済む事柄と、条例の改正に関わって、我々としてこの審議会で検討すべき事項と、こういう点について少し整理していただくということで、それと並行して情報収集もしていただきそれを踏まえて、論点ごとに本市としての方向性を検討していくということになるのかと思いますので、そういう流れで御検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

あと、この件に関して特に今日の段階で御質問、御意見等がないようでしたら、差し当たってこれは継続的な審議事項というふうに扱わせていただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、議題の4に入りまして、その他ですね。事務局からお願いします。

○矢島情報公開課長 その他として、報告が1件と日程調整がございます。

資料の7を、こちら個人情報保護条例の一部改正ということで、令和4年の第1回定例会に逗子市個人情報保護条例の一部改正の議案を上程します。内容的には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されまして、個人情報の保護に関する法律に統合する改正が行われることから、逗子市個人情報保護条例第2条定義において引用されている法律名及び条項名を改正する必要性が生じたものです。

こちらは令和5年春の条例改正の前段階の例規整備として、国と独立行政法人の法律がなくなりまして、個人情報保護法ということで、そちらの施行期日が令和4年4月1日ということで、前段階として例規整備の必要性が生じたということで、改正をします。

以上でございます。

○安達会長 技術的な改正ということですので。これは報告事項ということですが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。御質問ございますか。

それではよろしいですかね。本件については了承といたします。

では次に、その他のもう一つは。

○矢島情報公開課長 日程調整になります。次回以降の日程調整をお願いしたいんですが。

来年度の開催につきましては、前半に4月、5月、6月に予定を押さえさせていただきたいと考えております。年間では例年どおり6回を予定しておりますが、個人情報保護条例の改正についての審議が中心となりますので、御協力をお願いいたします。

(日程調整)

○矢島情報公開課長 4月26日の火曜日の10時、5月31日の火曜日の10時、6月28日の火曜日の10時で、今日現在はよろしいでしょうか。

○安達会長 取りあえずここまででいいんですか。それ以降も。

○矢島情報公開課長 それ以降は、逆に3月のときで調整させていただいてもよろしいですか。会議室が押されますので、午後に何とか。

○安達会長 そうすると、次回ですが、今回は既に入れさせていただいているのは3月22日火曜日ですが、時間は何時からでしたか。

○矢島情報公開課長 午後2時からというふうに、2時半ですかね。

○安達会長 私のメモでは2時半になっていますが。

○矢島情報公開課長 失礼しました、2時半からだそうです。申し訳ありませんでした。

○安達会長 3月22日、今回は午後2時半からということでよろしいですか。それは変更なしということで。

今回は特に諮問事項はあるんでしょうか。

○矢島情報公開課長 今のところはないんですが、やはり今の条例でのことで警察からの照会とかそういうのがありましたら、諮問という形が来年度もありますので。

○安達会長 年度末だから多分何か。なくても今回の条例の見直しの問題がありますので。

○矢島情報公開課長 すいません、事務局としても整理ができていない部分が多くて、事務的対応の部分とまた審議会のほうにお諮りしなければいけない部分と、諮問をどの段階で諮問という形でするかというのもあるんですが、少し整理をさせていただいて御提示させていただきますので、よろしく願います。

○安達会長 特にその他、ほかには、議事について質問はありますか。よろしいですか。

それでは、審議の促進に御協力をいただきまして、早めにこれで終わります。
以上をもって本日の会議は閉会とさせていただきます。
お疲れさまでした。

午前 11 時 30 分閉会